

美 N 2 2 9 - 1 1 7 - 6  
令 和 6 年 8 月 2 8 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美郷町長

市町村名 (市町村コード)	美郷町 (45431)
地域名 (地域内農業集落名)	神門上1地区 (仮屋集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月6日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

#### 【 地域の状況 】

- 当地区は、美郷町の南西部に位置し山林に囲まれ、小丸川の流域に水田がある。
- 水稻を主に作付を行っている。

#### 【 高齢化 】

- 耕作者の平均年齢が65才と高齢化しており、後継者不在の農地が現在は無いが今後増えていくと考えられる。

#### 【 鳥獣被害 】

- イノシシ・シカによる獣害を受けている。
- 鳥獣被害による作物への被害が多く、耕作意欲の低下に繋がっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻が主要作物であるこの地域は、生産者の高齢化が進んでいることから、若手生産者の確保が必要である。今後、後継者の育成を進め、若手生産者へ集約して行くことで生産力を確保したい。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、神門上1区活動組織で協議を行い進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

### (3) 基盤整備事業への取組方針

老朽化した用水路の補修を行う。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できるドローン防除作業は、神門上地区防除受託組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや、SNS等を活用した連絡体制を整える。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、農業用施設の維持補修を行っていく。